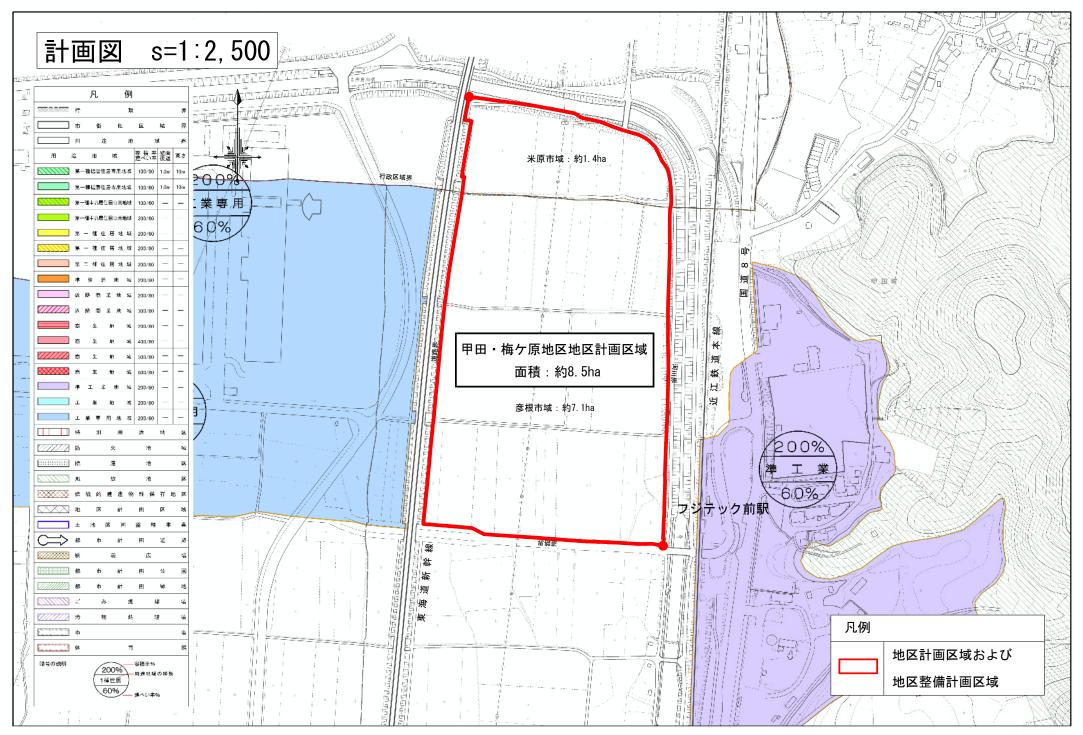
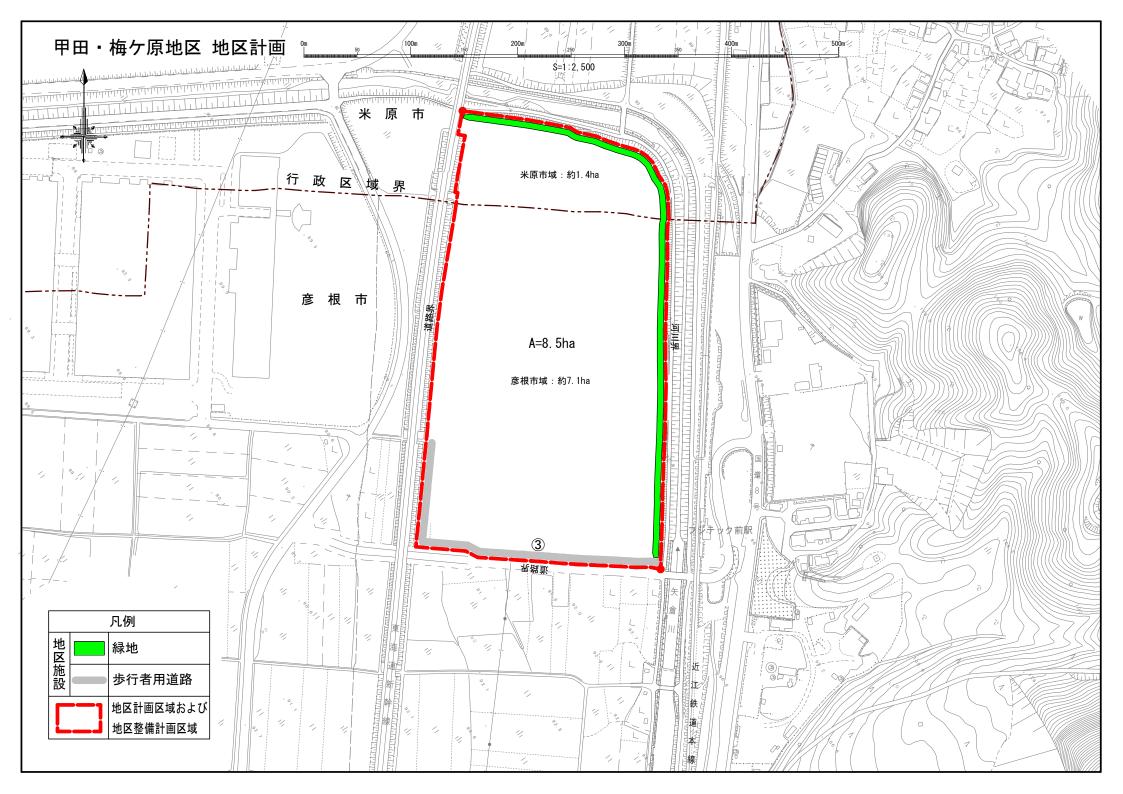
## 都市計画総括図 s=1:10,000 米 原 市 甲田・梅ケ原地区地区計画区域 面積:約8.5ha





## 彦根長浜都市計画地区計画の決定(彦根市決定)

都市計画甲田・梅ケ原地区地区計画を次のように決定する。

印	名	画甲田・梅ケ原地区5 称	世四日四を50ツよう	甲田・梅ケ原地区地区計画
-	和	小小		田町字外馬買屋、神田、砂竹、薩摩、桑原、
	位	置		田町子外馬貝座、伊田、砂竹、薩摩、桑原、 板ケ鼻、滝ケ鼻、雨畑、笹尾
	111.	<u>E</u> .	米原市梅	ケ原字西恵田、太田
	面積		ンピルとは引座	約 8. 5ha
	ш /х		本地区は、彦村	<b>艮市都市計画マスタープランにおいて産業拠点とし</b>
区域の整備			て、米原市都市計	十画マスタープランにおいて産業・流通拠点として
			それぞれ位置付けており、国道8号とともに名神高速道路彦根 IC や	
			新幹線の停車駅で	である米原駅が近く交通の要所ともなっている地区
	地区	区計画の目標	である。	
				号バイパスの整備が進められることにより、自動車 ************************************
				竟はさらに向上する。 なには農地も残っていることから、地区計画を定め、
開				との調和と産業拠点としてのまちづくりを進めるこ
開発およ			とを目標とする。	
				ロし、彦根市域と米原市域とを跨ぐ一体的な産業拠
	4	也利用の方針	点として生産性の	D向上を図る。
び	ᆂᅫ	<u>ビ</u> 不り/17 ♥ノノノ 亚		たとしての整備を図るため、未接道区域が生じない
保			土地利用を進める	-
全	16.1元基基款。《基层程》(2.41			と周辺景観の向上を図るため、緑地を配置する。既
の方	地区	区施設の整備方針	仔連路の機能四億   歩行者用道路を鏨	夏を図り、歩行者等の安全な運行が確保できるよう、 な備せる
針				と制限することで、生産・物流拠点として用途の混
	建築	延物等の整備方針	在を避けるとともに、恵まれた交通環境を活かし、周辺の農地、自	
			然環境との調和を	と図る。
			مارا دی	2 000 2
	地区	区施設の配置および	緑地	3, 000 m²
	規模	į		
			歩行者用道路	幅員 3.0m 延長約 230m
			次に掲げる建築	   乗物は、建築してはならない。ただし、当該地区計画
		建築物の用途の制 限	区域内の建築物と	: 関連性が認められるものについては、この限りでな
	建築物等に関する事項		い。	
地				(昭和25年法律第201号、以下「法」という。) 別表
区				5号、第7号、第8号に掲げる建築物
整				t)項第4号に掲げる建築物 ニ)項第5号、第6号に掲げる建築物
備				-7項第3号、第0号に拘ける建築物 ま)項第3号に掲げる建築物
計				連携型認定こども園
画				公衆電話所その他これらに類する公益施設
				れらに類するもの
		宏建変の具育阻廃	200%	
		容積率の最高限度		200 /0
		建ペい率の最高限	<b>最高限</b> 60%	
		度		
		敷地面積の最低限		
		度		1. 0ha

		壁面(	の位置の制限	建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から、敷地境界線までの距離は10.0m以上とする。ただし、車両の出入口の端から10.0mの範囲を除き、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。1 敷地が道路に接する場合2 高さ3.0m以下のもの3 物置、車庫等
		建築物の高さの最 高限度 建築物の形態また は意匠の制限 垣または柵の構造 の制限		30.0m
				建築物が彦根市景観計画および米原市景観計画の届出対象となる 場合は、同計画に規定する各項目に適合させること。
				出入口のある道路に接した垣または柵(門柱、門壁および門扉を除く。)は、透視可能(フェンス、鉄柵等)で開放的な構造のものとする。
		敷地の緑化率の最 低限度		敷地内は緑化に努めることとし、緑化率については、彦根市景観計画、米原市景観計画および工場立地法(昭和34年法律第24号)で規定する緑化率を確保するものとする。
	利用関	土地の 利用に 関する 事項 良好な居住 環境を確保 するために 必要な制限		【造成の計画高について】 建築物の基礎の計画高は、「地先の安全度マップ」の 10 年確率における想定水位(T.P.+)以上とする。また、開発許可を要する宅地造成の場合、既存道路との摺り付け部分を除き、造成の計画高は、上記想定水位(T.P.+)以上とする。なお、上記基準は最低限の基準として定めるものであり、可能な限り安全性を高めた計画とすること。
備			考	【地先の安全度マップ】  1 自宅、勤め先などの場所が、どのくらいの水害リスクがあるのかを滋賀県がシミュレーションにより求めた図のことで、どれくらいの雨の時に自宅などの近くを流れる川や水路があふれ浸水するおそれがあるのか、あふれた場合はどの程度の被害となるのかを明示したもの。なお、地区整備計画との整合については、行為時点のものを参照すること。
				T.P.+ Tokyo Peil の略。全国の標高の基準である東京湾平均海面からの高 さ。

「位置および区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

甲田・梅ケ原地区は、彦根市都市計画マスタープランにおいて産業拠点として、米原市都市計画マスタープランにおいて産業・流通拠点としてそれぞれ位置付けており、国道8号とともに名神高速道路彦根ICや新幹線の停車駅である米原駅が近く交通の要所となっています。

一方、周辺地域には農地も残っていることから、周辺農地や集落との調和と産業拠点としてのまちづくりを進めるため、地区計画を定めるものです。